

くれとくべつしえんがっこうどうそうかいかいいん みなさま
呉特別支援学校同窓会会員の皆様へ

風が心地よい季節となりました。同窓会会員の皆様お元気でお過ごしでしょうか？

さて、先日郵送にて配布しました令和2年度同窓会会報でお伝えした通り、今年度は総会が開催されな
いため、前年度活動報告・会計報告及び、今年度の活動計画・予算案をホームページに掲載させていただ
きます。このことについて御意見がある方は、11月末日までに事務局までお知らせください。特に御意見
等がない場合は、承認されたものとさせていただきます。

電 話 (0823) 33-0300

F A X (0823) 33-0308

しんろしどうぶどうそうかいじむきょく ふくやま
(進路指導部同窓会事務局 福山)

令和2年度

県特別支援学校同窓会

総会資料

活動計画等

1 ^{れいわがねんど} 令和元年度 ^{さくねんど} (昨年度) ^{かつどうほうこく} 活動報告

(1) ^{かいほう} 会報の^{はつこう}発行

^{だいごう} 第37号 (令和元年 7 月)

(2) ^{やくいんかい} 役員会の^{かいさい}開催

- ・ ^{だい} 第 1 回 (令和元年 5 月 10 日)
- ・ ^{だい} 第 2 回 (令和元年 6 月 14 日)
- ・ ^{だい} 第 3 回 (令和元年 7 月 12 日)
- ・ ^{だい} 第 4 回 (令和元年 7 月 26 日)
- ・ ^{だい} 第 5 回 (令和 2 年 2 月 21 日)

(3) ^{そうかい} 総会の^{かいさい}開催

- ・ ^{れいわがねんど} 令和元年度 ^{どうそうかい} 同総会 ^{そうかい} 総会 (^{そうかいしりょう} 総会資料の^{さくせい}作成と^{はいふ}配付)

(とき) ^{れいわがねんど} 令和元年 7 月 28 日 (日)

(ところ) ^{ひろしまけんりつくとくべつしえんがっこう} 広島県立呉特別支援学校 プレイルーム

2 ^{れいわがねんど} 令和元年度 ^{やくいん} 役員

^{かい} 会 ^{ちょう} 長 : ^{まつもと} 松本 ^{めぐみ} 恵

^{ふく} 副 ^{かい} 会 ^{ちょう} 長 : ^{やの} 矢野 ^{しょう} 翔 ^{しながわ} 品川 ^{りょう} 遼

^{しょ} 書 ^き 記 : ^{ますい} 梶井 ^{かつみ} 勝三

^{かん} 幹 ^じ 事 : ^{やぶ} 藪 ^{よしえ} 良恵 ^{うえあおき} 上青木 ^{ちさと} 智理

^{かい} 会 ^{けい} 計 : ^{おかもと} 岡本 ^{みゆき} みゆき ^{うえの} 上野 ^{しんのすけ} 真之介

^{かいけい} 会計 ^{かんさ} 監査 : ^{たまる} 田丸 ^{ほのか} 穂佳

3 令和2年度 活動計画 (案)

(1) 会報の発行

第38号 (令和2年7月)

(2) 役員会の開催

・ 第1回 (令和2年5月8日)

※上記の予定でしたが感染症予防対策を講じる必要性があるため開催しませんでした。

(3) 総会の開催

・ 令和2年度 同総会総会

(とき) 令和2年8月2日 (日)

(ところ) 広島県立呉特別支援学校プレイルーム

※上記の予定でしたが、感染症予防対策が取りにくい活動となるため、開催できませんでした。

(4) 同窓会活動報告・会計報告・規約改正についてホームページに掲載

4 令和2年度 新役員 (案)

会 長 : 松本 恵

副 会 長 : 品川 遼

書 記 : 梶井 勝三

幹 事 : 松村 亮佑

会 計 : 田丸 穂佳 会計 監査 : 山下 侑真

5 会計報告

れいわがんねんど かいけいほうこくしょ
令和元年度 会計報告書

(単位=円)

くぶん 区分	こう もく 項目	きん がく 金額	てき よう 摘要
しゅうにゅう 収入の部	ぜんねんどくりこしきん 前年度繰越金	170,523	
	どうそうかいにゆうかいきん 同窓会入会金	22,000	1,000×22名 ^{めい}
	どうそうかいそうかいざんきん 同窓会総会残金	12,124	しょうさい れいわがんねんど どうそうかいそうかいかいけいほうこくしょ 詳細は令和元年度同窓会総会会計報告書による
	けい 計	204,647	
ししゅつ 支出の部	つうしんひ 通信費	21,274	やくいんかいあんないよう など 役員会案内用ハガキ等,
	じむようひんひ 事務用品費	3,885	インク, ラベル, 封筒, コピー用紙
	ぎょうせいざいさんしやうりよう 行政財産使用料 (プレイ ルーム)	966	
	よびひ 予備費	0	
	けい 計	26,125	


さしひき
差し引き

204,647円^{えん} - 26,125円^{えん} = 178,522円^{えん}(次年度へ繰り越し)
じねんど く こ


じょうきとおり
上記の通り相違ありません。

れいわ ねん がつとおか
令和2年9月10日

かいけいかんさ ひろしまけんりつくれとくべつしえんがっこうどうそうかいじむきよく
会計監査 広島県立呉特別支援学校同窓会事務局

ふくやま のりこ
福山 典子 

ひろしまけんりつくれとくべつしえんがっこうどうそうかいやくいん
広島県立呉特別支援学校同窓会役員

たまる 穂のか
田丸 穂佳 

れいわがねんど どうそうかいそうかいけいほうこくしょ
令和元年度 同窓会總會会計報告書

たんい えん
〔単位＝円〕

くぶん 区分	こうもく 項目	きんがく 金額	てきよう 摘要
しゅうにゅう 収入の部	さんかひ 参加費①	63,000	1,000 × 63 (とうじつばらい 当日払い)
	さんかひ 参加費②	3,200	400 × 8
	べんとうあまり 弁当余り	3,000	600 × 5
	きょういんかいとりぶん (教員買取分)		
	けい 計	69,200	
ししゅつ 支出の部	べんとう 弁当	40,800	600 × 68
	おかしとう お菓子等	7,312	おかし おちや お菓子, お茶
	けいひんとう 景品等	8,964	けいひん 景品, ビンゴカード
	けい 計	57,076	


さしひき
差し引き

69,200円^{えん} - 57,076円^{えん} = 12,124円^{えん} (同窓会会計へ組込^{くみこみ})


じょうき とお そうい
上記の通り相違ありません。

れいわ ねん がつとおか
令和2年9月10日

かいけいかんき ひろしまけんりつくれとくべつしえんがっこうどうそうかいじむきょく
会計監査 広島県立呉特別支援学校同窓会事務局

ふくやま のりこ
福山 典子 

ひろしまけんりつくれとくべつしえんがっこうどうそうかいやくいん
広島県立呉特別支援学校同窓会役員

たまる ほのか
田丸 穂佳 

6 会計予算案

令和2年度予算(案)

(単位=円)

区分	項目	金額	摘要
収入の部	前年度繰越金	178,522	
	同窓会入会金	11,000	
	雑収入	2	預金利息等
	計	189,524	
支出の部	通信費	30,000	総会及び役員会案内用ハガキ等
	事務用品費	3,000	プリンタインク,用紙等
	予備費	156,524	
	計	189,524	

ひまわりの会（広島県立呉特別支援学校同窓会）会則

改正部分は赤文字にて記載

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、ひまわりの会と称する。

第2条 この会は、事務局を広島県立呉特別支援学校内に置くものとする。

第2章 目的及び活動

第1条 この会は、会員相互の連携を深め、会員の生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. お互いに連携を取り、話し合ったり楽しい会を持ったりする。
2. みんなの働ける場所が持てるよう、社会や行政に訴え問題解決につとめる。
3. みんなが幸せに暮らせるよう、母校とも手を取り合って必要な事業をすすめる。

第3条 前条第1項及び第3項の目的を達成するための主な事業は、次のとおりとする。

1. 会員の要望により、スポーツやレクリエーションの会を行なう。
2. この会の名簿や連絡網を作成する。
3. 学校の行事に積極的に参加する。
4. 会員の死去に際しては弔電を送る。

第3章 会員

第1条 この会の会員は、広島県立呉養護学校・呉特別支援学校の全卒業生及び入会を希望する修了生を正会員とし、本会の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。

第2条 この会の会費は、次のとおりである。

1. 正会員は、入会金として1,000円を取めるものとする。

第4章 役員

第1条 この会の役員は、次のとおりとする。

1. 顧問 1名 (前会長)
2. 会長 1名
3. 副会長 2名
4. 書記 2名
5. 会計 数名
6. 幹事 数名
7. 会計監査 1名

第2条 この会の役員を選出は、総会で行う。

第3条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 顧問は、前年度までの会長が1年間在任し、会長を補佐するものとする。
2. 会長は、この会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 書記は、この会の運営に関する庶務を処理し、会議の議事を記録する。
5. 会計は、会計事務を掌り、年度末に決算報告を行う。
6. 幹事は、必要な事項を審議し、その実行にあたる。
7. 会計監査は、会計を監査し総会において会計監査報告を行う。

第4条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期終了後も後任が就任するまでは、その仕事を行う。

だい5しょう かいぎ
第5章 会議

だい1じょう
第1条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

だい2じょう
第2条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

だい3じょう
第3条 役員会は全役員及び事務局員をもって構成し、必要に応じて随時これを開き、
必要事項を審議し、実行にあたる。

だい6しょう かいそく かいせい
第6章 会則の改正

だい1じょう
第1条 この会の会則の改正は、総会において改正する。

ふぞく
附則

- 1 この会則は、平成25年4月1日より実施する。
- 2 平成3年7月21日一部改正
- 3 平成4年7月24日一部改正
- 4 平成20年7月27日一部改正
- 5 平成22年7月25日一部改正
- 6 平成25年7月28日一部改正
- 7 平成26年7月27日一部改正
- 8 令和元年7月28日一部改正